

函館市災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた者に対し、見舞金を支給し、応急的援護を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害 暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波その他の異常な自然現象による被害で，市長が援護を必要と認めたものをいう。
- (2) 住宅 専ら自己の居住の用に供する建物をいう。
- (3) 被害者 災害により被害を受けた者で，現に本市に居住し，本市の住民基本台帳に記載されている者をいう。

(支給対象)

第3条 見舞金は、次に掲げる被害者（第1号の場合は、その世帯主）またはその保護者もしくはその遺族（以下「受給権者」という。）に支給する。

- (1) 災害により住宅が焼失，損壊，流出，埋没，浸水等の被害を受けた世帯
- (2) 災害により死亡した者

(保護者の定義)

第4条 前条に規定する「保護者」とは、親権を行う者および後見人をいう。

(遺族の定義)

第5条 第3条に規定する「遺族」とは、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。），子，父母（被害者が未成年の場合は，保護者），孫，祖父母，兄弟姉妹および3親等以内の親族をいう。

(受給の順位)

第6条 見舞金を受けるべき遺族の順位は，被害者と生計を共にしてい

た遺族を優先するものとし、前条に規定する順位によるものとする。

(申請)

第7条 受給権者が見舞金を受けようとするときは、災害発生後30日以内に、函館市災害見舞金支給申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 被害者の住民票の写し(第3条第1号の場合は、世帯全員の住民票の写し)
- (2) 受給権者であることを証明できる書類
- (3) 第3条第1号の場合は、罹災証明書
- (4) 第3条第2号の場合は、死亡診断書または死体検案書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(見舞金の額)

第8条 見舞金の額は別表のとおりとする。

(適用除外)

第9条 見舞金支給の対象となる同一災害により、被害者が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたときは見舞金を、遺族が函館市災害弔慰金の支給に関する条例(昭和50年函館市条例第60号)に基づく災害弔慰金の支給を受けたときは、死亡に係る見舞金を支給しない。

(見舞金の返還)

第10条 不正の手段により見舞金等を受けた者があるときは、市長は当該見舞金の全部または一部をその者から返還させることができる。

附 則

この要綱は、昭和56年9月10日から施行し、昭和56年8月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月8日から施行し、改正後の函館市災害見舞金支給要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は，平成24年7月9日から施行する。
- 2 第2条第1項第3号の規定による改正後の函館市災害見舞金支給要項別表の規定は，この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した災害による住宅被害または死亡に係る見舞金について適用し，施行日前に発生した災害による住宅被害または死亡に係る見舞金については，従前の例による。

別表（第8条関係）

| 被害の区分 | | 支給区分 | 金額 |
|-------|------------------------|--------|---------|
| 住宅被害 | 全焼，全壊，流出，埋没 | 1世帯につき | 30,000円 |
| | 半焼，半壊，半流出，半埋没， 床上浸水 | 1世帯につき | 20,000円 |
| 死亡 | | 1人につき | 50,000円 |

別記様式（第7条関係）

| | | | | | |
|---|-------|-----------------------------------|---------------|--------------|-------------|
| 函館市災害見舞金支給申請書 年 月 日 函館市長 様 住所 氏名 被災者との続柄 次のとおり災害を受けたので、関係書類を添えて、見舞金の支給を申請します。 | | | | | |
| 被災者 | 住所 | | | | |
| | 世帯主氏名 | | | | 男・女 |
| 災害発生年月日 | | 年 月 日 | 午前 時 分頃 午後 | | |
| 災害状況 | 家屋 | 全焼，全壊，流出，埋没 半焼，半壊，半流出，半埋没，床上浸水 | | | |
| | 死亡 | 死亡者 氏名 | | | 世帯主 との続柄 |
| | | 死亡 年月日 | 年 月 日 | 午前 時 分 午後 | |
| 備考 | | | | | |